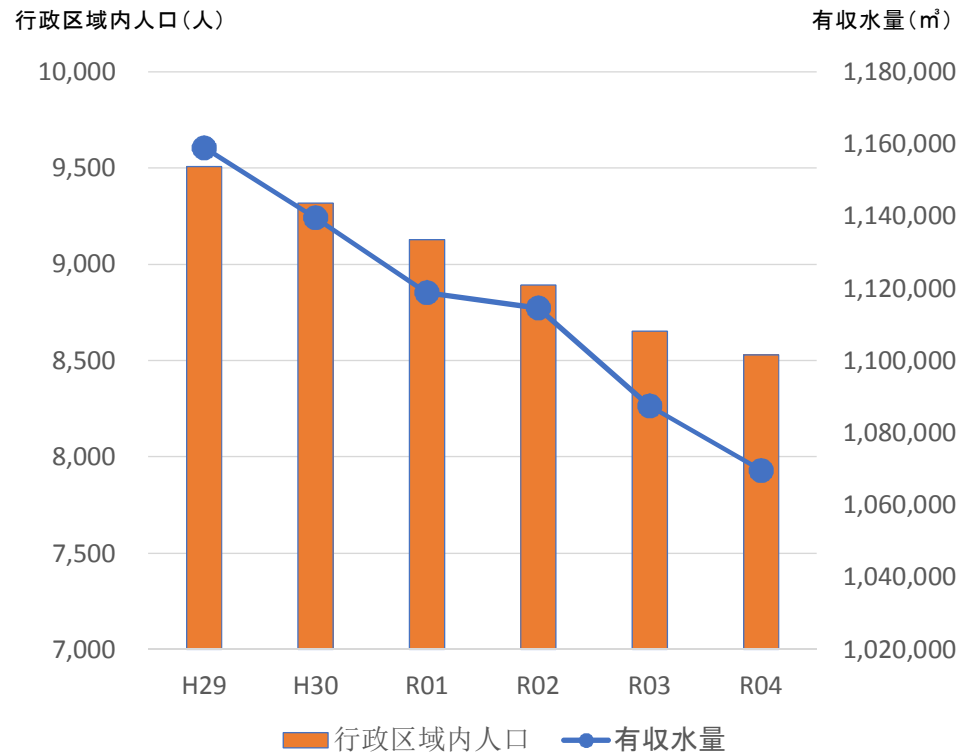


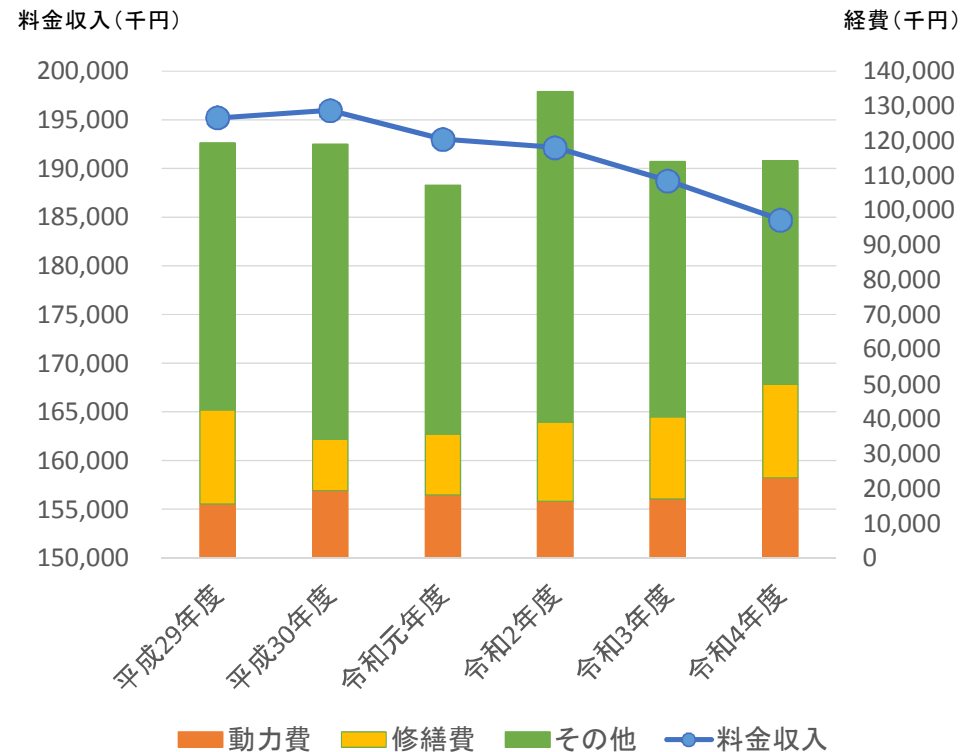
水道料金の改定について

改定日(案): 令和7年4月1日

人口と有収水量の推移



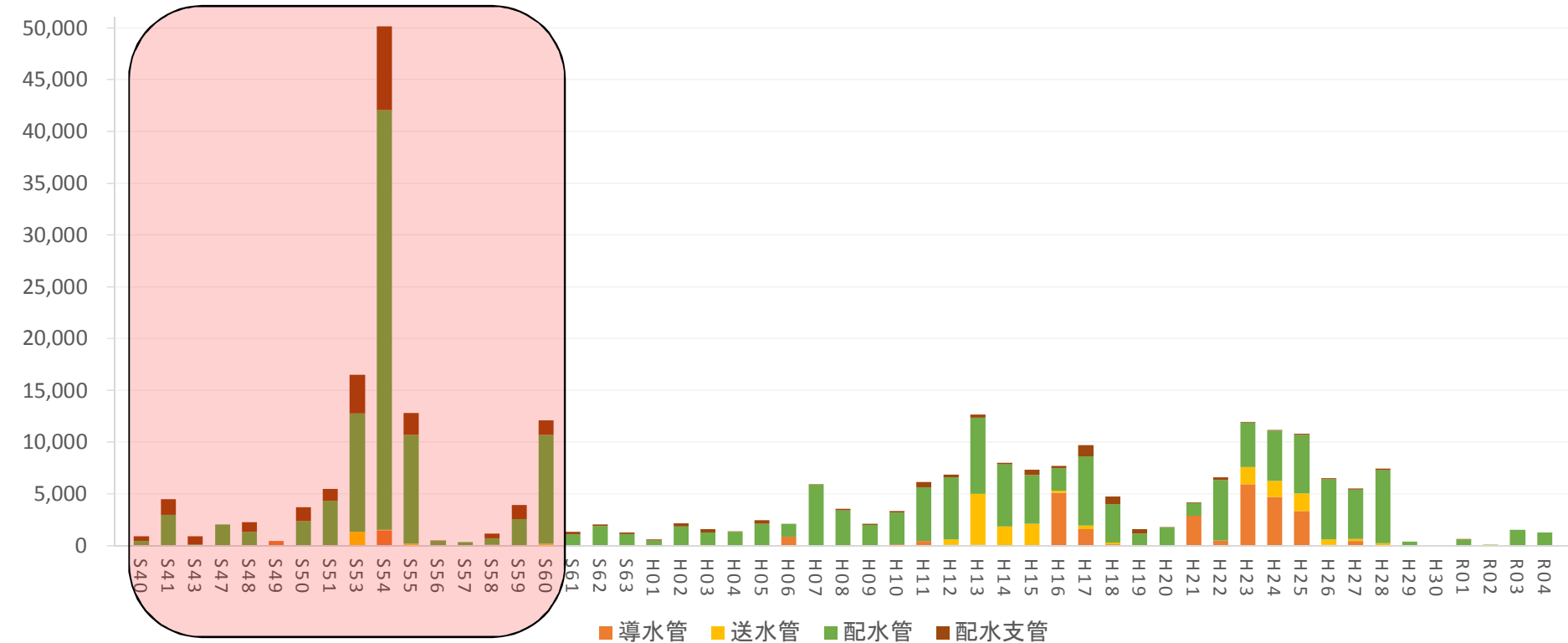
料金収入と経費の推移



- ・大台町の人口は年々減少しており、人口減少に伴い、有収水量も減少しています。
- ・有収水量の減少により料金収入も減少しています。
- ・物価高騰等により、動力費・修繕費等の経費は高止まりしています。

管路の布設年度

管路延長 (m)



- 創設当時に布設された水道管が管路延長の多くを占めています。
- これらの水道管は法定耐用年数である40年を超過しています。

改定理由

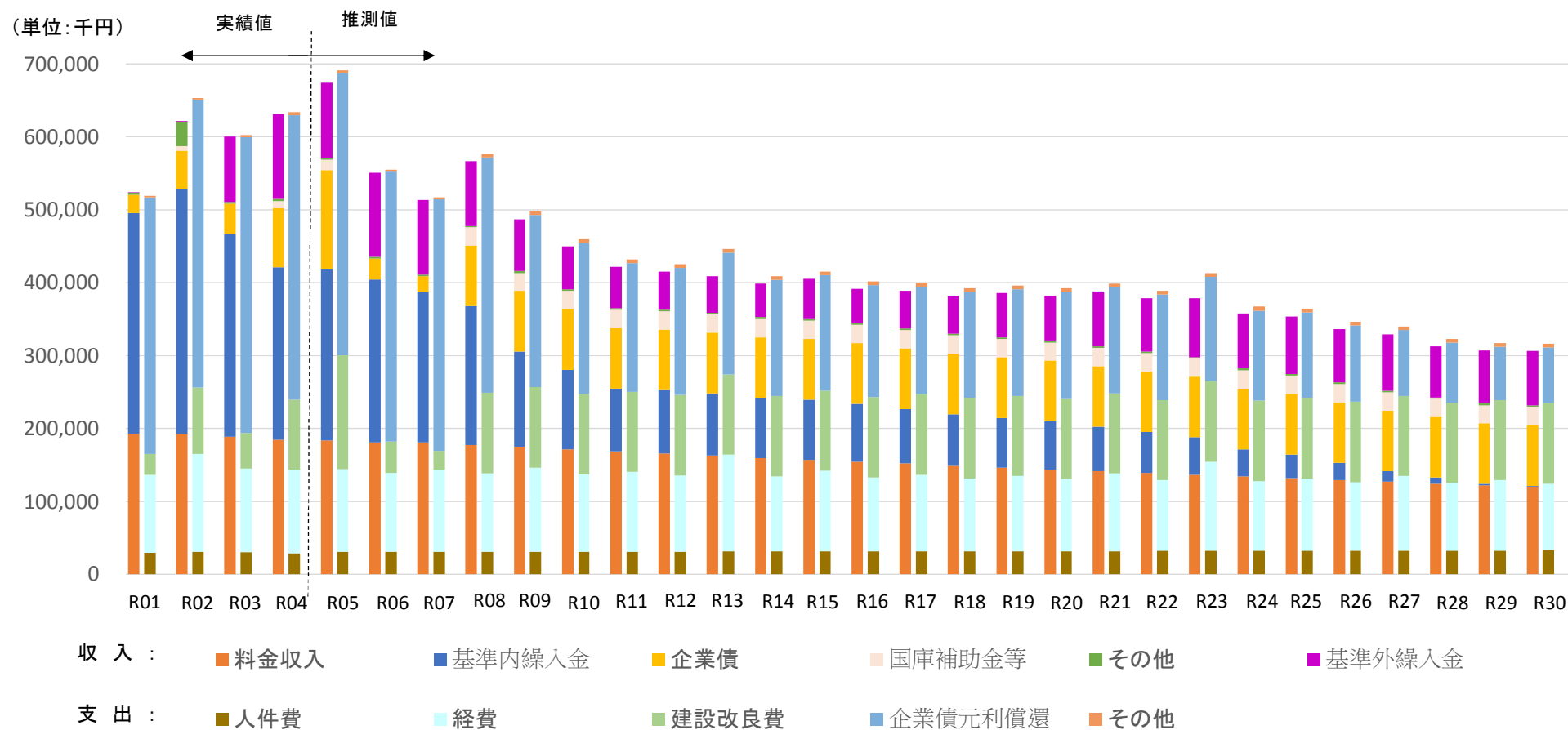
- 生活排水処理事業と同様に、公営企業として独立採算の原則に従って経営が求められていますが現状、一般会計からの補助金(基準外)の繰出がなければ、経営が成り立たない状況です。
- 町の人口減少及び節水機器の普及・高性能化等により、料金収入は年々減少しています。
- 物価の高騰により、事業費用は高止まりしています。
- 創設当時に埋設された水道管は老朽化が進んでおり、管路の更新が必要です。
- 水道施設の更新には多額の資金が必要ですが、人口減少に伴い料金収入は減少していくため、現状の料金体系ではさらに経営は厳しくなります。
- 事業経営の安定化・施設更新の財源確保のためには料金改定が必要です。

料金改定率の検討

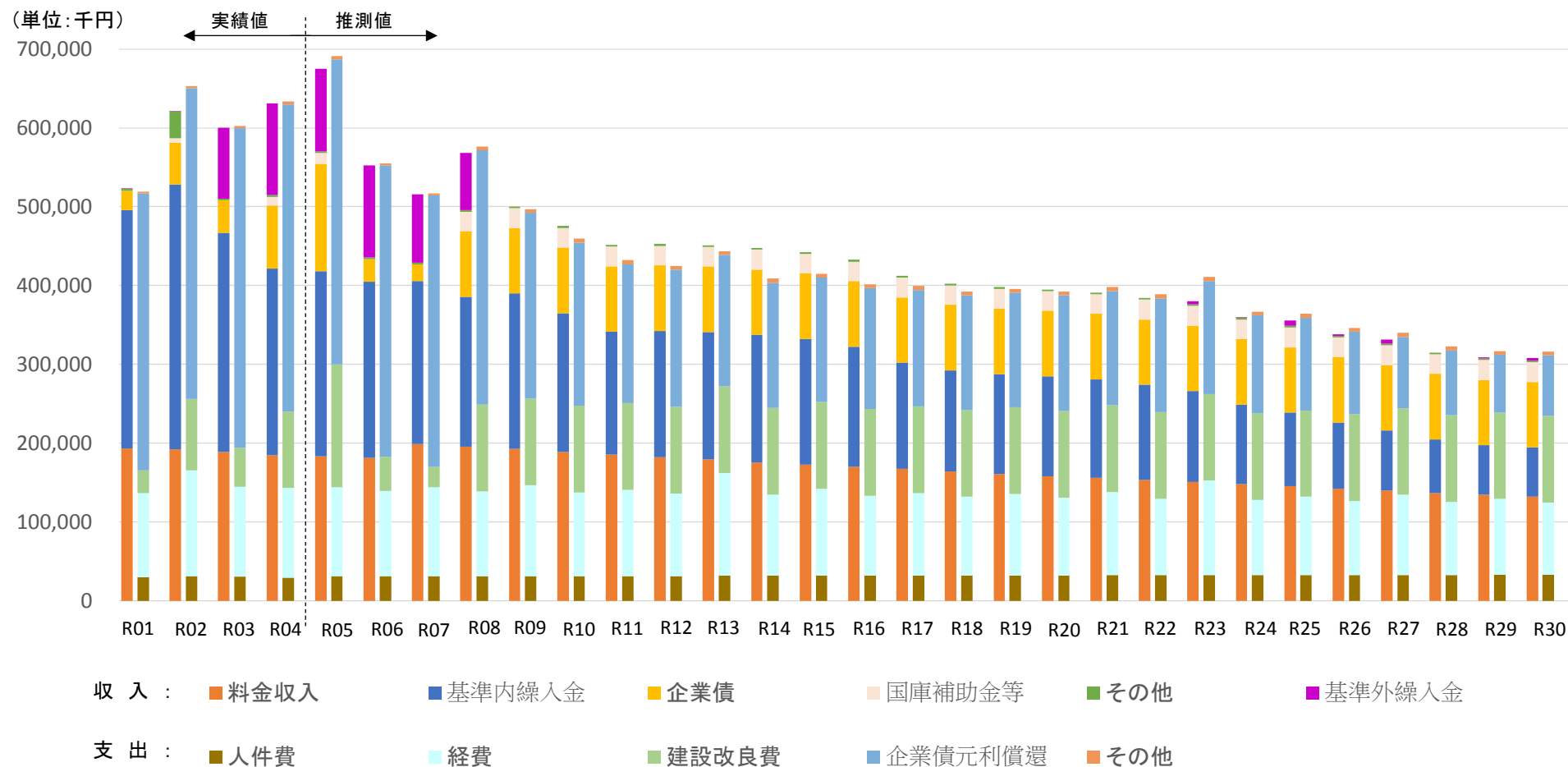
料金改定(案)の検討

	現行	第1案	第2案	第3案
設定条件 (改訂率)		基本料金10% 従量料金10%	基本料金20% 従量料金20%	基本料金25% 従量料金20%
基本料金(円)	1,320	1,430	1,540	1,650
従量料金(円)	198	217	242	242
収入(千円)	415,722	500,286	517,790	550,102
支出(千円)	497,424	497,014	497,014	497,014
差額(千円)	△81,702	3,272	20,776	53,088
考察	支出が収入よりも多いため、一般会計からの繰入が必要である。	現金収支は、ほぼ均衡するが施設更新の財源確保までいかない。	施設更新にかかる費用を確保できる。	施設更新実施時における、国庫補助事業で交付率の良い事業を受けることができる。 (1/4→1/3)
検討結果	×	△	○	◎

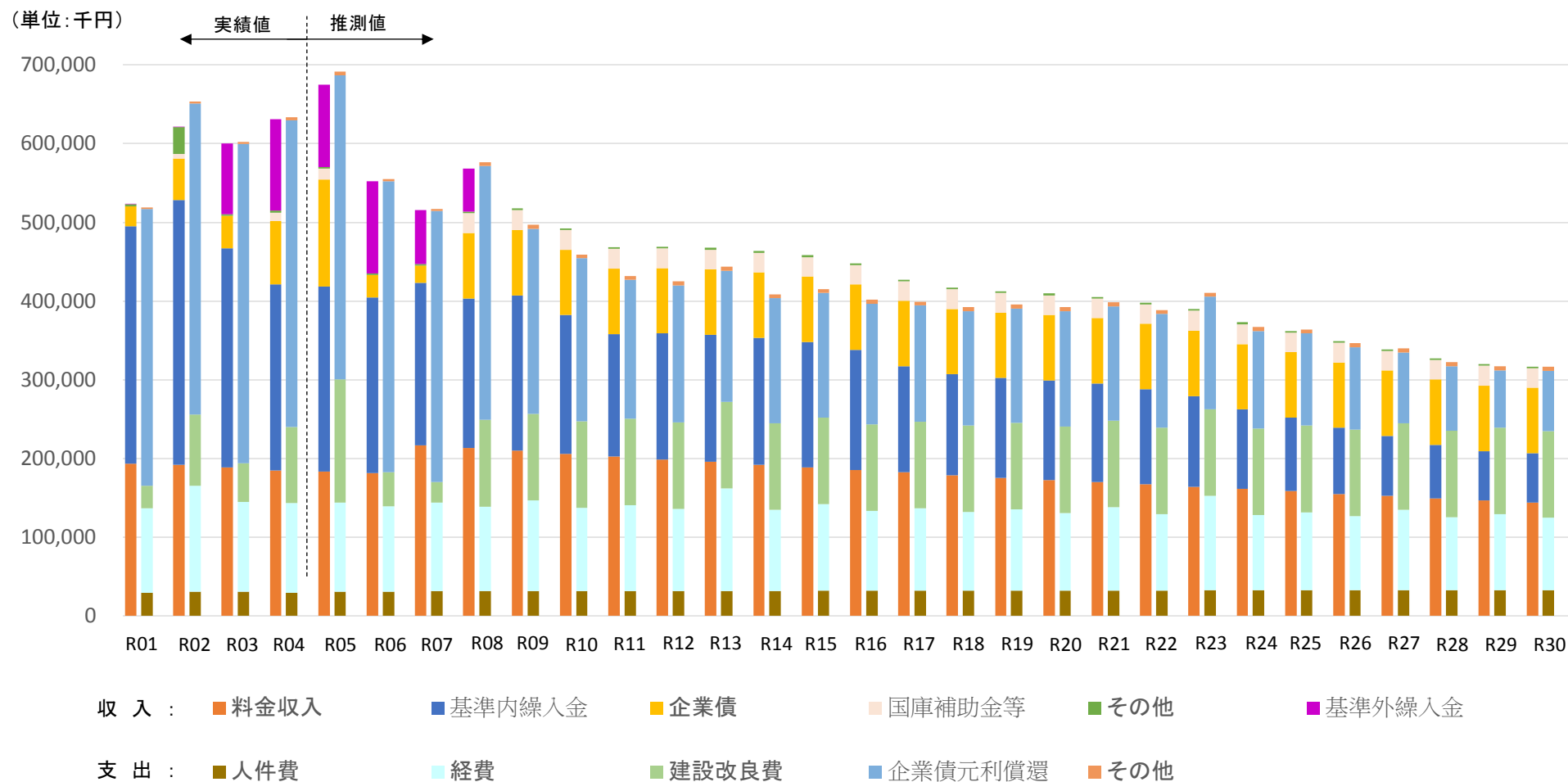
現行料金での財政予測(現行)



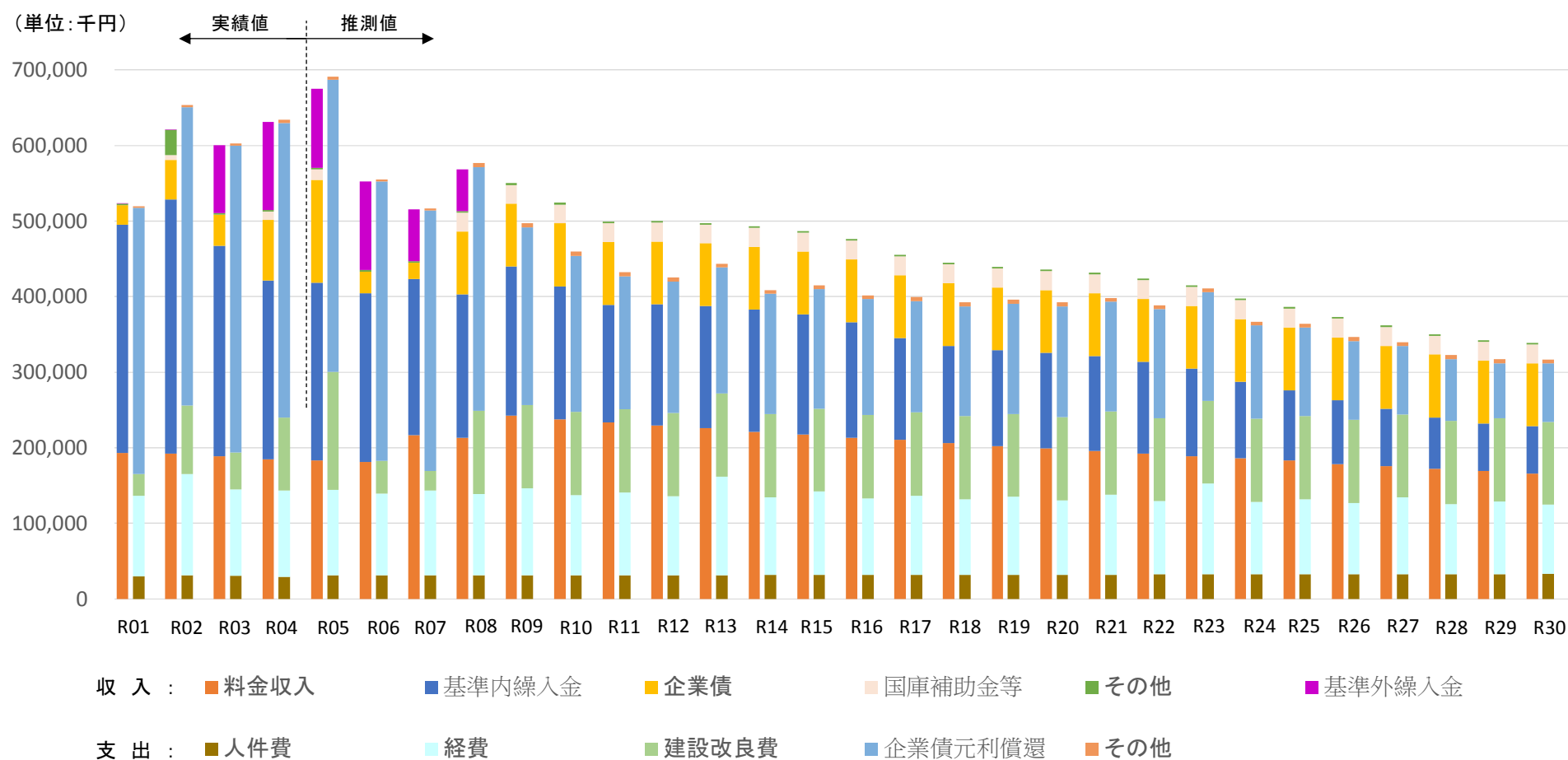
料金10%値上げした時の財政予測(第1案)



料金20%値上げした時の財政予測(第2案)



基本料金25%値上げ・従量料金20%値上げした時の財政予測 (第3案)



改訂後の料金比較

水道料金(税込み)

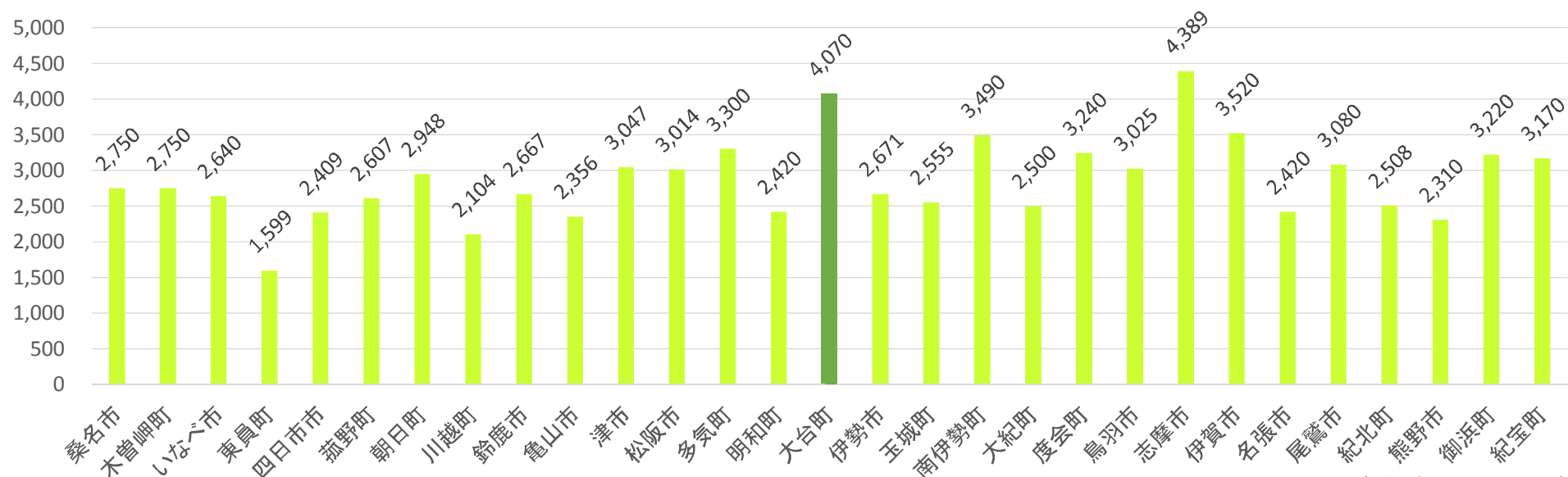
使用水量	現行料金	改訂後の水道料金	差額
基本料金(使用水量10m ³ まで)	1,320円	1,650円	330円
15m ³	2,310円	2,860円	550円
20m ³	3,300円	4,070円	770円
25m ³	4,290円	5,280円	990円
30m ³	5,280円	6,490円	1,210円
35m ³	6,270円	7,700円	1,430円
40m ³	7,260円	8,910円	1,650円
45m ³	8,250円	10,120円	1,870円
50m ³	9,240円	11,330円	2,090円

参考

25%値上げした時の県内市町との水道料金比較

(単位:円)

口径13mmで使用水量20m³の場合(税込み)



(令和5年11月30日現在)

- 現行料金でも県内市町と比べると水道料金は高くなっています。
- 25%値上げを行うと使用水量20m³の場合770円の値上げとなり、県内では2番目に高い水道料金となります。

参考 改訂(案)での1ヶ月当たりの負担額

水道使用量10m³、1人から5人までの世帯の場合(税込み)

	現行料金	改訂後の料金	差額	備考
水道料金	1,320円	1,650円	330円	
下水道事業・浄化槽事業使用料	4,400円	7,150円	2,750円	
合計	5,720円	8,800円	3,080円	

水道使用量20m³、1人から5人までの世帯の場合(税込み)

	現行料金	改訂後の料金	差額	備考
水道料金	3,300円	4,020円	720円	
下水道事業・浄化槽事業使用料	4,400円	7,150円	2,750円	
合計	7,700円	11,170円	3,470円	